

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 6 年 第 5 回 春 日 部 市 農 業 委 員 会 総 会			
開 催 日 時		令和 8 年 5 月 2 5 日（月）	開 会	午前 10 時 00 分	
			閉 会	午前 11 時 14 分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会 議 室			
議 長 氏 名		会 長 市 川 大 倫			
出 席 者	農 業 委 員	（ 出 席 人 数 ： 1 9 人 ）			
		1	川 鍋 浩 之	1 0	岡 田 實
		2	飯 島 優 子	1 1	新 井 久 義
		3	齋 藤 昭 雄	1 2	加 藤 富 夫
		4	山 崎 勇 喜	1 3	池 上 茂
		5	中 山 雅 博	1 4	森 本 恒 平
		6	岡 本 勉	1 5	森 住 武 雄
		7	石 山 法 男	1 6	萩 原 勝
		8	石 川 勝 也	1 7	伊 藤 弘 子
		9	水 口 健 二	1 8	石 塚 郁 志
		（ 欠 席 人 数 ： な し ）			
	事 務 局	（ 出 席 人 数 ： 5 人 ）			
		農 業 委 員 会 事 務 局 長 齋 藤 綱 紀		農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 田 口 俊 彦	
		農 地 振 興 担 当 主 幹 藤 浪 一 夫		農 地 振 興 担 当 主 査 西 真 輝	
農 地 振 興 担 当 主 任 金 子 昌 行					
議 事 参 与	（ 出 席 人 数 ： 2 人 ）				
	農 業 振 興 課 長 松 本 正 彦		開 発 調 整 課 長 村 田 彰		
次 第 及 び 公 開 、 一 部 公 開 、 非 公 開 の 区 分		日 程 1 議 案 第 1 号 「 農 地 法 第 3 条 （ 委 員 会 ） 」 ： 公 開			
		日 程 2 議 案 第 2 号 「 農 地 法 第 4 条 （ 知 事 ） 」 ： 公 開			
		日 程 3 議 案 第 3 号 「 農 地 法 第 5 条 （ 知 事 ） 」 ： 公 開			
		日 程 4 議 案 第 4 号 「 租 税 特 別 措 置 法 適 格 者 証 明 」 ： 公 開			
		日 程 5 議 案 第 5 号 「 農 用 地 利 用 集 積 等 促 進 計 画 （ 案 ） に 関 す る 意 見 に つ い て 」 ： 公 開			
		日 程 6 議 案 第 6 号 「 生 産 緑 地 地 区 の 取 得 斡 旋 に つ い て 」 ： 公 開			

	日程 7 議案第 7 号「令和 9 年度農林関係税制改正に関する要望について」：公開 日程 8 議案第 8 号「令和 9 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」：公開 日程 9 議案第 9 号「春日部市都市計画審議会委員の推薦について」：公開 日程 10 議案第 10 号「春日部市都市再生協議会委員の推薦について」：公開 日程 11 議案第 11 号「生産緑地地区の取得斡旋について」：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録								
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録								
	☐ 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <tr> <td>議席番号</td><td>委員氏名</td></tr> <tr> <td>16</td><td>萩原 勝</td></tr> <tr> <td>18</td><td>石塚 郁志</td></tr> <tr> <td>1</td><td>川鍋 浩之</td></tr> </table>	議席番号	委員氏名	16	萩原 勝	18	石塚 郁志	1	川鍋 浩之
議席番号	委員氏名								
16	萩原 勝								
18	石塚 郁志								
1	川鍋 浩之								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２６年第５回総会を開会いたします。 在任委員１９名中、本日の出席委員は１９名により春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、松本正彦課長、都市整備部開発調整課、村田彰課長が出席しております。 次に運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。議題として農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、生産緑地地区の取得斡旋について、令和９年度農林関係税制改正に関する要望について、令和９年度県農地利用の最適化施策に関する意見について、春日部市都市計画審議会委員及び都市再生協議会委員の推薦について、議決事項の追加議案第１１号生産緑地地区の取得斡旋についての６項目についての協議とその他意見交換を行いました。報告は以上でございます。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題は日程１議案第１号農地法第３条（委員会）１議案４件、日程２議案第２号農地法第４条（知事）１議案１件、日程３議案第３号農地法第５条（知事）１議案４件、日程４議案第４号租税特別措置法適格者証明１議案１件、日程５議案第５号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について１議案１件、日程６議案第６号生産緑地地区の取得斡旋について１議案１件、日程７議案第７号令和９年度農林関係税制改正に関する要望について１議案１件、日程８議案第８号令和９年度県農地利用の最適化施策に関する意見について１議案１件、日程９議案第９号春日部市都市計画審議会委員の推薦について１議案１件、日程１０議案第１０号春日部市都市再生協議会委員の推薦について１議案１件、合計１０議案となります。 次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号１６番萩原勝委員、１８番石塚郁志委員、１番川鍋浩之委員を指名いたします。 議事に入る前に申し上げます。会議規則第２５条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。
議長	次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長	それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 3 1 番から 3 4 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」について許可申請が 4 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 3 1 番、申請理由は贈与による所有権移転です。詳細は議案書のとおり。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではそれぞれ稲作を行う計画です。なお、譲受人の住所は市街化区域の集合住宅となっておりますが申請地の近隣に実家があり、農業拠点としているとのことです。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号 3 2 番、3 3 番は譲受人が同一のため、一括して説明します。申請番号 3 2 番、3 3 番、共に所有権移転です。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。申請番号 3 2 番の案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁、申請番号 3 3 番の案内図は 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地では露地野菜を作付ける計画です。次に農地法第 3 条調査書、申請番号 3 2 番は 2 頁を、申請番号 3 3 番は 3 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号 3 4 番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は 7 頁、詳細図は 8 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地では露地野菜を作付ける計画です。次に農地法第 3 条調査書 4 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。なお、2026 年第 3 回総会で条件付き許可相当となった物流倉庫の建設計画区域内に、現在の住居及び所有農地が含まれており、県知事の許可がおりて所有権が移転されると、経営面積が 6,183 m²から 3,783 m²に、自作面積が 4,838 m²から 2,428 m²にそれぞれ減少します。以上でございます。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号 3 1 番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。

推進委員	第1地区推進委員の濱野國雄です。申請番号31番について報告します。令和8年5月11日に石塚農業委員、齋藤農業委員と私の3名で申請地等の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと報告いたします。以上です。
議長	次に、申請番号32番から34番について担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の石井茂です。申請番号32番、33番について譲受人が同一のため一括して報告します。令和8年5月13日に水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員及び私の4名で申請地等の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと報告いたします。続いて、申請番号34番について報告します。調査日時、人員等は先ほど申し上げたとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。以上です。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号2番飯島優子委員より申請番号31番から34番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号2番飯島優子です。はじめに、申請番号31番から33番について一括して報告します。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、全て許可と決しました。次に、申請番号34番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。しかしながら、今回の申請について事務局が代理人に確認したところ、2026年第3回総会で条件付き許可相当となった物流倉庫の建設計画区域内に、現在の住居及び所有農地が含まれており、事業の進行に伴って住居を移転するため、移転先に隣接する申請地の取得を希望したとのことです。なお、5月25日現在、移転の根拠となる物流倉庫の許可がおりていないため、物流倉庫の許可の状況等について確認を行い、審議を再開するのが望ましいと考えて

	おります。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により継続審議と決しました。報告は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。
議長	おはかりいたします。はじめに、申請番号 3 4 番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。次に、申請番号 3 1 番から 3 3 番について、事前審査委員より許可と報告がありました。よって、はじめに、申請番号 3 4 番、次に、申請番号 3 1 番から 3 3 番を別々に審議することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに申請番号 3 4 番を事前審査委員の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 1 号農地法第 3 条（委員会）申請番号 3 4 番を事前審査委員の報告のとおり継続審議と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。次に、申請番号 3 1 番から 3 3 番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 1 号農地法第 3 条（委員会）申請番号 3 1 番から 3 3 番を事前審査委員の報告のとおり許可と決定しました。 次に、日程 2 議案第 2 号農地法第 4 条（知事）を議題といたします。申請番号 3 番について、事務局より説明を求めます。 (議案説明)
事務局	議案書 2 頁をご覧ください。議案第 2 号農地法第 4 条（知事）について、許可申請が 1 件ありましたので、審議を求めます。申請番号 3 番申請理由は

	宅地の追認です。昭和４５年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図は９頁、詳細図は１０頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和４５年１０月３１日、国土地理院の航空写真にて、申請農地が宅地になっていることを確認しました。農用地からの除外については確認済みです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、工事不要のためありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。説明は以上です。
議長	次に、申請番号３番について担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第３地区推進委員の石井です。申請番号３番について報告いたします。令和８年５月１３日に水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員と私の４名で申請地等の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。以上でございます。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号４番山崎勇喜委員より申請番号３番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号４番山崎勇喜です。申請番号３番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、申請地は住宅敷地が確認できました。申請について問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 採決にはいります。申請番号３番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

議長 事務局	(全員起立) 起立全員です。よって、議案第2号農地法第4条(知事)申請番号3番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。 次に、日程3議案第3号農地法第5条(知事)を議題といたします。申請番号28番から31番について、事務局より説明を求めます。 議案書3頁をご覧ください。議案第3号農地法第5条(知事)について、許可申請が4件ありましたので、審議を求めます。はじめに、申請番号28番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人はドッグランを経営しており、転用計画は、ドッグランの設置です。現施設が狭く、利用客から広い施設の設置要望を多く受けていることから、隣接する非農地256㎡と併せてドッグランの設置を計画したものです。計画地内には、ドッグラン、普通車駐車場を設置するとのことです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水はウッドチップと砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。次に、申請番号29番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。次に、申請番号30番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農家住宅です。2026年第3回総会で条件付き許可相当となった物流倉庫の建設計画区域内に現在の住居が含まれ
----------------------	--

ており、事業の進行に伴って移転するため計画したものです。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、敷地内地下に埋設する敷地内浸潤散水処理資材にて処理する計画です。資金計画については、自己資金で、売却した土地に関する売買契約書の写し、買主の支払確約書、印鑑証明書、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。次に、議案書4頁、申請番号31番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農家住宅です。2026年第3回総会で条件付き許可相当となった物流倉庫の建設計画区域内に現在の住居が含まれており、事業の進行に伴って移転するため計画したものです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、北側の道路側溝に放流する計画です。資金計画については、自己資金で、売却した土地に関する売買契約書の写し、買主の支払確約書、印鑑証明書、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。以上でございます。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番山崎勇喜より申請番号28番から29番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号4番山崎勇喜です。はじめに、申請番号28番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。事務局が申請書類を確認し、事業計画に不明な点が多いことから、事務局が代理人に事業計画を確認したところ、設備については、トイレは仮設とすること、水道設備は設置しないこと、日除け施設は設置せず、必要であればパラソルで対応、犬のフンは利用者各自が収集し、スタッフが毎日回収の上処分するとのことでした。利用方法については、現地は無人を基本とし、ライン登録またはペットサロンへ電話で予約、事前に決

	済を行い、発行された暗証番号でスマートロックを解除して利用するとのことです。なお、既存のドッグランは、設備不十分のため月に3～5回程度の利用に留まっているとのことです。事前審査では、今回の事業計画では、事業の実現性が認められないこと、既存のドッグランの利用が少なく、今回の申請地にドッグランを設置する必要性が認められないことから、事前審査委員4人の合議(ごうぎ)により「不許可相当」とすることと決しました。 次に、申請番号29番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	次に、議席番号5番中山雅博委員より申請番号30番から31番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号5番中山雅博です。はじめに、申請番号30番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明のとおり、2026年第3回総会で、条件付き許可相当となった物流倉庫の建設計画区域内に、現在の住居が含まれており、事業の進行に伴って移転するために計画したものであることから、埼玉県審査にあたっては、移転の根拠となる物流倉庫の許可を条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。次に、申請番号31番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら、こちらにつきましても、2026年第3回総会で、条件付き許可相当となった物流倉庫の建設計画区域内に、現在の住居が含まれており、事業の進行に伴って移転するために計画したものであることから、埼玉県審査にあたっては、移転の根拠となる物流倉庫の許可を条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番の岡田です。農家住宅を建築する目的での農地転用の面積の上限についてお尋ねします。

議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	ただいまのご質問にお答えいたします。農家住宅の敷地については概ね 1,000 平方メートル以下までとされております。
議長	外に発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号 28 番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に申請番号 30 番及び 31 番について許可相当とし、ただし条件を付す必要があると報告がありました。次に申請番号 29 番について許可相当と報告がありました。よって、はじめに申請番号 28 番、次に申請番号 30 番及び 31 番、次に申請番号 29 番を別々に審議することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	採決にはいります。はじめに、申請番号 28 番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号農地法第 5 条（知事）申請番号 28 番を不許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。次に、申請番号 30 番及び 31 番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とし、ただし条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号農地法第 5 条（知事）申請番号 30 番及び 31 番を許可相当とし、ただし条件を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号 29 番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号農地法第 5 条（知事）申請番号 29 番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長	次に、日程４議案第４号租税特別措置法適格者証明を議題といたします。 申請番号６番について、事務局より説明を求めます。 (議案説明)
事務局	議案書５頁をご覧ください。議案第４号租税特別措置法適格者証明について、申請が１件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明し、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は３年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。詳細は議案書のとおりです。案内図は１９頁です。スクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったもので、申請者が経営主で年間従事日数は１００日です。以上でございます。
議長	次に申請番号６番について担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第２地区推進委員の関根栄です。申請番号６番について報告いたします。令和８年５月１２日に市川会長、石川農業委員と私の３名で申請地の現地調査等を実施したところ問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。以上です。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号５番中山雅博委員より申請番号６番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号５番中山雅博です。申請番号６番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員４人の合議により証明するとすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり、証明することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号租税特別措置法適格者証明、申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。 次に、日程5議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8頁をご覧ください。議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についてご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。4月24日に農業委員に説明し、5月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書9頁のとおり春日部市長あて回答してよいのか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についてを原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についてを原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。 次に、日程6議案第6号生産緑地地区の取得斡旋についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の16頁をご覧ください。議案第6号生産緑地地区の取得斡旋について斡旋依頼が1件ありましたので、審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地について

は、農業者への幹旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この幹旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また、取得後は農地として管理することが義務付けられています。この件については、春日部市長より令和8年4月10日付けで当該生産緑地の取得幹旋の依頼があったので、農業委員に幹旋の依頼をしましたが、申出はありませんでした。よって、議案書17頁のとおり買取希望の申出者はありませんでしたと回答してよいか、ご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号生産緑地地区の取得幹旋についてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号生産緑地地区の取得幹旋についてを原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。

次に、日程7議案第7号令和9年度農林関係税制改正に関する要望についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書21頁をご覧ください。議案第7号令和9年度農林関係税制改正に関する要望について、埼玉県農業会議から意見の取りまとめと報告を求められたので、審議を求めるものです。4月24日に農業委員に配布し、5月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書22頁の案のとおりなしとして報告してよいか、ご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号令和9年度農林関係税制改正に関する要望についてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 7 号令和 9 年度農林関係税制改正に関する要望についてを原案のとおり決定し、一般社団法人埼玉県農業会議に報告いたします。 次に、日程 8 議案第 8 号令和 9 年度県農地利用の最適化施策に関する意見についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 24 頁をご覧ください。議案第 8 号令和 9 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について埼玉県農業会議から意見の提出を求められたので、審議を求めるものです。令和 8 年 3 月 25 日に農業委員に配布し、4 月 10 日まで意見の提出を依頼したところ、1 件提出がありました。また、5 月農地パトロール各班から聴取し、取りまとめ、集約しました。意見集約は、埼玉県農業会議発出の意見取りまとめの方針を適用し、該当する提案事項に区分しております。提案事項は、議案書 25 頁から 26 頁となります。内訳は、生産性向上のための支援策の提案が 2 件、農地の有効利用のための施策への提案が 1 件、定年帰農・Uターン就農などの社会人経験者を確保するための支援策の提案が 1 件、若い就農者を確保するための支援策の提案が 1 件、販路拡大のための支援策の提案が 1 件、地域特産品の産地形成のための支援策の提案が 1 件、経営の発展のための支援策の提案が 1 件、以上 8 件となります。意見の内容は議案書のとおりです。この集約した意見を埼玉県農業会議あて提出してよいか、ご審議お願いいたします。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 8 号令和 9 年度県農地利用の最適化施策に関する意見についてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 8 号令和 9 年度県農地利用の最適化施策に関する意見についてを原案のとおり決定し、一般社団法人埼玉県農業会議に報告いたします。 次に、日程 9 議案第 9 号、「春日部市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局	議案書 3 2 頁をご覧ください。議案第 9 号春日部市都市計画審議会委員の推薦についての推薦依頼がありましたので、審議を求めます。春日部市都市計画審議会は、幹線道路や用途地域の計画決定、生産緑地や地区計画の指定など都市計画の計画決定や変更に係る事項について、市長の諮問に応じて審議を行う機関でございます。農業委員会から 1 名の委員を推薦しておりますが、委員の任期が令和 8 年 3 月 3 1 日で満了となったため、春日部市長からの依頼を受け、改めて春日部市都市計画審議会委員を推薦するもので、任期は委嘱の日から 2 年間でございます。議案書 3 3 頁から 3 5 頁にお示しのとおり、現在の審議会委員である山崎委員を引き続き推薦させていただくこととなっておりますが、総会の議決をいただく必要がありますので、議案とさせていただきます。以上、ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 9 号春日部市都市計画審議会委員の推薦についてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 9 号春日部市都市計画審議会委員の推薦についてを原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。 次に、日程 1 0 議案第 1 0 号春日部市都市再生協議会委員の推薦についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 3 7 頁をご覧ください。議案第 1 0 号春日部市都市再生協議会委員の推薦についての推薦依頼がありましたので、審議を求めます。春日部市都市再生協議会は都市再生特別措置法第 1 1 7 条第 1 項の規定に基づき同法第 81 条第 1 項の立地適正化計画の作成及び変更に関する事項を協議する組織です。農業委員会から 1 名委員を推薦しておりますが、委員の任期が令和 8 年 3 月 3 1 日で満了となったため、春日部市長からの依頼を受け、改めて春日部市都市再生協議会委員を推薦するもので、任期は委嘱の日から 2 年間でございます。議案書 3 8 頁から 4 0 頁にお示しのとおり、現在の協議会委員である山崎委員を引き続き推薦させていただくこととなっておりますが、総会の議決をいただく必要がありますので、議案とさせていただきます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。 議案第 10 号春日部市都市再生協議会委員の推薦についてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 10 号春日部市都市再生協議会委員の推薦についてを原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。次に伊藤運営委員長から発言を求められておりますのでこれを許します。
委員長	本日午前 9 時 00 分から開催した運営委員会において生産緑地地区の取得斡旋について 1 件を議案第 11 号とし、追加議案として農業委員会総会に諮ることと決定いたしました。以上でございます。
議長	ただいま、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。おはかりいたします。先ほどの報告のとおり本日の日程に追加し直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。事務局より追加議案目録の配布をお願いします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。ただいま配布した追加議案目録及び、議事日程のとおり、日程 11 議案第 11 号生産緑地地区の取得斡旋について 1 議案 1 件を日程に追加し、審議を再開します。日程 11 議案第 11 号生産緑地地区の取得斡旋についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	追加議案目録の 3 頁をご覧ください。議案第 11 号生産緑地地区の取得斡旋について斡旋依頼が 1 件ありましたので、審議を求めます。生産緑地法第 13 条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地に

	については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また、取得後は農地として管理することが義務付けられています。この件については、春日部市長より令和8年4月1日付けで当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼をしましたが、申出はありませんでした。よって、追加議案目録の4頁のとおり買取希望の申出者はありませんでしたと回答してよいか、ご審議をお願いいたします。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第11号生産緑地地区の取得斡旋についてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第11号生産緑地地区の取得斡旋についてを原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。 次に追加議案目録をご覧ください。 日程12報告第1号農地法第3条の3（相続等による権利移動） 日程13報告第2号農地法第4条（届出） 日程14報告第3号農地法第5条（届出） 日程15報告第4号農地法第5条制限除外 日程16報告第5号農地法第18条（通知） 日程17報告第6号違反転用事案報告について につきましては、議案書の42頁から66頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、2026年第5回総会を閉会いたします。

	閉会（午前 11 時 14 分）
--	------------------

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 8 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 1 6 番 _____

農業委員 1 8 番 _____

農業委員 1 番 _____